藤沢市立高砂小学校
ともに学び安心して過ごせる学校づくりのための基本方針
（いじめ防止対策基本方針）

１　高砂小学校いじめ防止等に関する基本的な考え方

（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等　当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」にあたります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

（いじめの防止等に関する基本的な姿勢）

子どもは、等しく教育を受け、遊んだり休んだり、また考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つ権利があります。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し､その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあります。

本校では「他を思いやる子」の育成を、四つあるめざす子ども像の第一番に掲げています。私たち教職員は、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめを防止するための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

（いじめの禁止）

みんなが笑顔で通える学校にするために、本校の児童は、どんな理由があっても、相手を嫌な気持ちにさせたり傷つけたりするようないじめにつながるようなことをしてはいけません。

・相手にされたことで嫌な気持ちになったら、相手に「嫌だ」という気持ちを伝えましょう。
・自分のしたことで相手が傷ついたことに気づいたり、相手から「嫌だ」と言われたりしたらすぐにその行為をやめましょう｡そして､相手の気持ちになって考えたうえで謝り、思いやりをもった行動をとれるようにしましょう。
・つらそうな子や悩んでいる子を見かけたら声をかけ、嫌なことや心配なことをなくすために自分のできる行動をとりましょう。

（学校及び職員の責務）

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、チームで適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）
　教育基本法第十条に「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあります。子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶこころ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、家庭教育が重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組みます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携をして、問題を解決していきます。

（地域との連携）
　いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はＰＴＡや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（児童会活動）
　子どもたちが自ら行ういじめ防止運動や絆づくりの活動を支援し、子どもたちが主体的にいじめの防止について考え、行動できる力を育んでいきます。

２　いじめの防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取組み

①いじめの防止のための対策に関する研修等を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。
・全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り組織的に対応します。
②教職員は、どの子にとっても安心していられる居場所を授業や行事の中でつくることに努めます。
・児童の変化を見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
③教職員は授業や行事の中ですべての児童が活躍できる絆づくりの場を作ることに努めます。
④交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。

（２）道徳教育・人権教育の充実

　いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。また地域や学校など、いのちや個性を大切にする教育の充実を図ります。

（３）情報モラル教育の推進

　インターネットを通じて行われるいじめは、発信された情報が広範囲に急速に広がること、発信者の匿名性等の特性があります。その特性をふまえ、児童・保護者が対処できるような情報モラル研修会等の啓発活動を行います。

（４） いじめの早期発見のための取組み

①いじめを早期に発見するため、在籍する児童に次のような調査を実施します。

・ 児童対象の学校生活アンケート
・ 教育相談を通じた学級及び学年担任による児童からの聴き取り

② 児童及び保護者がいじめに係る相談が行えるよう相談体制を整えます。

・相談はいつでも受け付けています。
・学級担任に限らず、いじめ防止担当(児童支援担当)、その他の職員にも相談することができます。相談は対面もしくはお電話のどちらでも可能です。
・スクールカウンセラーとの相談を希望する場合は、学級担任もしくは児童支援担当に連絡帳またはお電話にてお知らせください。
・藤沢市子ども相談フォームを使って、相談したいことを伝えることができます。
・学校以外の相談窓口として､藤沢市いじめ相談ホットライン､藤沢市いじめ相談メール、２４時間子どもＳＯＳダイヤル(県立総合教育センター)があります。

（５）いじめの早期解決のための取組み

・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
・個別の事案対応については、管理職、学級担任、学年職員、児童支援担当が事案対応チームとして情報共有に努め、すみやかに事実の有無の確認をします。
・事案対応チームから集約された情報をもとに、いじめ防止委員会で、いじめの状況の確認及び情報の整理を行い､学年職員を中心としたチームで早期解決に向けて対応します。
・いじめへの対応については、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、双方の保護者と連携を図り、いじめた児童の学習権に配慮しつつ、いじめた児童を一定期間別室において学習を行わせる等の措置も検討します。
・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

３ 「いじめ防止委員会」の開催

いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、児童指導部の中に「いじめ防止委員会」を設置します。

（１）「いじめ防止委員会」の構成

校長、教頭、養護教諭、いじめ防止担当(児童支援担当)、児童指導担当(各学年)
スクールカウンセラー
※いじめ事案の発生時等緊急を要する場合は、校長、教頭、いじめ防止担当（児童支援担当）、養護教諭で速やかに開催し、初期対応を行います。
※検討事項や事案内容に応じて、専門家の参加を検討します。

（２）活動内容

・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
・いじめに関する相談・通報への対応　　・いじめの判断と情報収集
・いじめ事案への対応検討・決定　　・いじめ事案の報告
・いじめ防止基本方針の策定・見直し

（３）いじめ防止委員会の開催

学期ごとの開催を原則としますが、いじめと疑われる事案が生じたときは随時開催します。

４　重大事態への対処

（１）　重大事態発生の報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

（２）　重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

（３）いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

５　その他

いじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに対する取組みを学校評価で行います。

２０１４年　５月　　策定
２０２４年　４月　　改訂
２０２５年　５月　　改訂